では、アーモンドは同年(2019年)9月での後、アーモンドは同年(2019年)9月では投表示品目に追加され、くるみについては「担保の観点から、試験方法の開発と妥当性評価が必要」と検討課題が整理されました。また、その後2021年2月より始まった「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」において、に推奨表示品目に追加され、くるみについては「担保の観点から、試験方法の開発と妥当性評価が必要」と検討課題が進められました。 (学で度内の諮問を目指す)が示されたという経対象品目への指定時期について、具体的な目標(対象品目への指定時期について、具体的な目標(そして調査の結果を受け、くるみの義務表示 「過去2回と比較して、アーモンドとくるみの症態調査」の結果をとりまとめた報告書において即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実部会においてです。当時の調査(「2018年度日に開催された第56回消費者委員会食品表示指定」の方針を公表したのは、2019年7月5 例数が増加していたことが背景にあります。 これまでの経緯について 【ポイント】 消費者庁が「くるみの義務表示対象品目への 次いでカシューナッツが増加している木の実類の中でもくるみの増加が著しく、 を抜いて主要3大原因食物の1つとなった今回調査(2020年)より、木の実類が小麦 正案は、今年度内に諮問される見通しくるみを義務表示対象品目へ指定する改

"くるみ"のアレルゲン表示、推奨から義務化への動きについて(その2)

(調査対象)

~令和 3 年度即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査報告書~

合計6,677例 ※なお、報告のあった症合計6,677例 ※なお、報告のあった症例のうち、原因物質が食物以外のもの83414例、原因物質が食物以外のもの83年14例、原因物質が食物以外のもの83年14例、原因物質が特定されていないののうち、原因物質が特定されていないののでは、

%=症例数/解析対象症例数

カシューナッツアーモンドマカダミアナッツ

…落花生 (参考)

類参のは の内訳 2:5 原因食物の割合

表1

その一部をこちらに抜粋します。
査の概要が以下のとおり整理されていますので、
査の概要が以下のとおり整理されていますので、
今回の調
第67回食品表示部会資料「アレルギー物質 今回調査について 発行所 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島5-12-8 新大阪ローズビル 6F TEL : 06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 https://www.label-bank.co.jp/ customer@label-bank.co.jp

第 162 号

【ショック症状】

の割合、表3:ショック症状を呈した木の物合、表3:ショック症状を呈した原因食物なった(前回12・8%、第4位)。木の実類の内訳としては、くるみが58例で最も多く、中独では落花生46例より上位であった。次中独では落花生46例より上位であった。次中独では落花生46例より上位であった。次中独では落花生46例より上位であった。次中独では落花生46例より上位であった。

実類の内訳)参照(図3:

察と結論が次のとおり整理されています。一物質を含む食品の表示について」において、考同じく、第67回食品表示部会資料「アレルギ 考察と結論

の木の実類の増加は一時的な現象ではない。5. 即時型食物アレルギーの原因食物として

上位3位以内に木の実類が入っていた。乳、小麦の順であったが、幼児期、学童期では乳、小麦の順であったが、幼児期、学童期では4、初発例の原因食物では、0歳群は鶏卵、牛

次いでカシューナッツが増加している。3.木の実類の中でもくるみの増加が著しく、

を抜いて主要3大原因食物の一つとなった。回の調査では木の実類の割合が増加し、小麦位3品目は鶏卵・牛乳・小麦であったが、今2 前回調査 (2017年) まで原因食物の上

4,

851例)に引き続き増加傾向であった。

今回の調査件数は6,

080例であり、

%=症例数/解析対象症例数 2011年 2014年 2017年 2020年

(調査方法)

査対象としていない。査対象としていない。(○一下)により症状が誘発された症例は調(○一下)により症状が誘発された症例は悪らかの反応を認め、医療機関を受診した患らかの反応を認め、医療機関を受診した患いるが表別である。

報告を受けた。がきでの報告又は要望に応じてメールでもがきでの報告又は要望に応じてメールでもか月毎にはがきを郵送する方法で行い、は調査期間は令和2年1月から12月で、3

木の実類の症例数比率の推移

2017年

2014年

木の実類の内訳をみると、クルミの増加が著しい。

木の実類の増加傾向について 2005 年以降の傾向をみると、上位品目の鶏卵・牛乳・小麦がほぼ横切であるのに対して 2014 年以降、 木の実類は増加している。

なりました。 おりました。 くるみについて「今回の症例数が以上より、くるみについて「今回の症例数が以上より、くるみについてところ、「くるみの増加が著しく、また一時にところ、「くるみについて「今回の症例数が以上より、くるみについて「今回の症例数が

今後の予定について

食品表示の業務に関わる方には、それまでの食品表示の業務に関わる方には、それまでの割合についても再確認することができます。今割合についても再確認することができるほか、初発と誤食のケースの割合や、誤食のうち食品表示ミスのケースの割合についても再確認することができるほか、初発と誤食のケースの割合についても再確認することができるほか、初発と誤しておか間に今回の調査結果報告書に目を通しておか間に今回の調査結果報告書に目を通しておか

川合

参照:

第67回食品表示部会

被害に関する全国実態調査報告書令和3年度即時型食物アレルギーによる健康 https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/220606_shiryou2.pdf アレルギー物質を含む食品の表示について https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syoku hinhyouji/bukai/067/shiryou/index.html

nttps://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syoku hinhyouji/doc/220606_sankou.pdf

ミニコラム 水産物の原産地表示(特に貝類)について



令和4年6月15日に食品表示基準Q&Aが改正され、「魚介類の名称のガイドライン」が改正されました。改正の経緯としては、新たな魚種の輸入・流通の拡大、分類学的研究の発展による名称の変更など、魚介類の名称をめぐる状況が変化していることを受けたもので、魚介類のうち魚類については令和2年に改正が行われていましたが、この度は甲殻類について改正されたものとなります。

また令和4年3月30日の改正では、水産物の原産地表示(特に貝類)について新設のQAの記載とこれに伴った改正がされましたので、今回はこちらについて取り上げたいと思います。貝類(主にアサリ)に関する内容となりますが、農産物や畜産物の原産地とは異なる水産物の規定について、知っていただける機会になればと思います。

■改正の経緯

食品表示基準Q&A(生鮮-27)に、水産物の原産地表示(特に貝類)について、現在の表示の方法と考え方、それに至る改正の経緯がまとめられていますが、主に経緯について記載します。

1 生鮮食品の原産地は、原則として農畜水産物が生産(採取及び 採捕を含む。)された場所となっていますが、養殖した水産物に ついては、製品となる前に、生きたまま産地を移動し、複数の産 地で育成された場合、最も育成期間の長い場所を原産地として表 示することが原産地表示の基本的な考え方です。 2~3 (略)

4 この考え方は、食品表示法による改正前のJAS法以来から引き継がれているものですが、特に貝類のうちアサリの原産地表示については、平成17年4月に、原産地を誤った表示方法で表示する等の不適正な事例が確認されたことを受け、輸入したアサリを国内で2、3か月蓄養しても国内の成育期間より外国での採捕前の成育期間の方が明らかに長いことから、原産地表示の基本的な考え方によれば、輸入前に採捕された国が原産国となる旨を示した上で、適正な表示を行っていただくよう周知していました。5 また、平成22年3月には、食品表示基準Q&Aの前身である「食品表示に関するQ&A」を公表し、アサリの稚貝を輸入し又は国内から移植して繁殖させ、成貝を漁獲する場合に、当該アサリの最も蓄養期間が長い産地を表示することとし、その場所での蓄養期間が長いことを証明できる必要があるという考え方を示していました。

6 しかしながら、輸入したアサリについては、外形により成育期間を正確に把握することが困難であり、さらに、事実と異なる成育期間の証明等をもって、国内での成育期間が海外での成育期間より長いこととした上で、原産地を国内の産地と表示する複数の事案が確認されました。

7 このため、令和4年3月、原産地表示の考え方について適正な理解を促進するため、

① 出荷調整用その他の目的のため、水産動植物を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」と定義した上で、「蓄養」の期間は貝類の全体の成育期間には含まれないこととする。

②輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となることを示す。なお、例外として輸入された稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上(※)育成(養殖)し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示できることを示す。

(※) 輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。

③ 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、成貝の輸入したアサリを放流したことと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する必要があることを示す。

■根拠書類

(生鮮-27) 7②のように、稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年 半以上育成し、国内の育成地を原産地として表示する際に保存が必要 となる根拠書類(行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明できる 書類)については(生鮮-34) 3に記載されています。

3 具体的には、輸入業者や国内生産者が保存している ① 輸入したアサリに係る根拠書類として

(ア) 輸入したアサリの通関に関する書類(輸入許可通知書、産地証明書(CERTIFICATE OF ORIGIN)、その他通関に関する書類)(イ) 輸入した稚貝のアサリを小分けする場合、実際に漁場に導入されたアサリと通関証明書を突合できる書類(ロット単位で番号管理することとし、小分けしても小分け後のアサリに番号を付与する等の対応が必要となります。)

に加え、

② 国内における育成に係る根拠書類として、

(ア) 区画漁業権の免許を受けた区域における漁場の利用状況が確認できる書類(漁場図、小間図、小間の番号、面積がわかるもの等)(イ)稚貝のアサリの搬入・搬出明細書(税関提出書類:小間別の搬入・搬出の記録)

(ウ) 小間毎の漁場へのアサリの導入日、導入数量の記録

(工) 小間毎の漁場からのアサリの収穫日、収穫数量の記録

(オ) 区画漁業権の登録済証 (区画漁業権の免許を漁協等が受けている場合には、育成をする者が当該区画漁業権を行使できる者か別途なする必要があります。)

などが考えられます。

ての他、(生鮮-27) 7③の稚貝のアサリの根拠資料については、(生鮮-35) に記載されていますのでご参照ください。

「魚介類の名称のガイドライン」や水産物の原産地の考え方については、生鮮の魚介類を扱われる方に限らず、製品の原材料に魚介類を使用される方におきましても、一度改正内容について目を通されるとよいと思います。

(齊藤)

食品表示基準Q&A 第14次改正(令和4年6月15日)新旧対照表 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_a ct/assets/food_labeling_cms201_220615_15.pdf

食品表示基準Q&A 第13次改正(令和4年3月30日)新旧対照表 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_a ct/assets/food_labeling_cms201_220330_28.pdf

別添 魚介類の名称のガイドライン

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_a ct/assets/food_labeling_cms201_220615_11.pdf

今月の「お気に入り」言葉

私は貝になりたい

(1958年テレビドラマ)

